

大会運営・安全に関する確認事項

平成 4年 11月 20日 平成 5年 4月 10日 平成 5年 11月 20日
平成 6年 2月 18日 平成 7年 2月 18日 平成 8年 3月 9日
平成 9年 3月 15日 平成 10年 3月 14日 平成 11年 3月 13日
平成 12年 3月 11日 平成 13年 3月 10日 平成 14年 3月 16日
平成 15年 3月 15日 平成 16年 3月 20日 平成 17年 3月 19日
平成 18年 3月 18日 平成 19年 3月 24日 平成 20年 3月 22日
平成 21年 3月 14日 平成 22年 3月 13日 平成 23年 3月 12日
平成 24年 3月 17日 平成 25年 3月 16日 平成 26年 3月 15日
平成 27年 3月 7日

1 大会時（主要大会）

- (1) 主催者は、運営中に起こりうる事故を想定し、事前に安全対策を講じるなど、事故防止に万全を期すこと。
- (2) 主催者は、参加予定者に開催要項等を送付する際には、安全対策事項やゴミの持ち帰りの徹底、車両に関する諸注意等を記載し、参加者に注意を喚起すること。
- (3) 主催者は、通行人や近隣住民から苦情のないように、常時気を配り適時巡回して、車両の不法駐車やゴミの状態等、周辺の状況を把握するとともに、大会終了後にも確認すること。
- (4) 主催者は、事前に「催物届出書」を滋賀県公安委員会宛に提出すること。

2 練習時

(1) ボート・カヌー共通事項

- ① 艇の進行方向ならびに周囲には、常に気を配るなど事故防止に努めること。
- ② コース内・瀬田川流域において操業中の漁船等を発見したときは、必ずそのレーンを十分に確認して接触事故等のないよう注意すること。

特に、舵手のいない艇は進行方向に十分注意すること。

万一トラブルが発生したときは、お互いに名前・連絡先等の情報を交換し、良好な人間関係の中で事後処理にあたること。

- ③ 救助艇であるモーター艇には、「救助艇」であることの表示を必ずすること。
操業中の漁船等を発見したときは、スピードを落とし、十分注意して航行すること。
- ④ 瀬田川では右側航行の厳守等、滋賀県琵琶湖水上安全条例を遵守すること。
漕艇場ゴール付近の動力船の航路では、動力船を優先し、十分安全に配慮すること。
- ⑤ 非常時には、必ず、直ぐに連絡がとれるように体制を整えておくこと。
- ⑥ 早朝・日没等の暗い時間帯に練習をするときは、自艇が周囲から確認出来るよう、自立つライト（点滅灯が望ましい）を艇首、艇尾に取付けること。（エイトは、特に明るいライトをつけること。）
- ⑦ 瀬田川水域等において練習をする場合、観光船等に十分注意するとともに、艇を横一列に並べたり、船舶の前を横切るなどの行為はしないこと。特に、唐橋付近等狭い水域においては、気をつけること。
- ⑧ コース内・瀬田川流域で万一事故が発生したときは、直ちにアクシデントレポートを各所属上部団体に提出し、事故再発防止に努めること。また、情報の共有化をはかるため、漕艇場にも報告すること。
- ⑨ 舵手のいない艇は、順行逆行のすれ違う3、4レーンは使用しないこと。
- ⑩ コース内での艇の停止は原則禁止とする。やむを得ず停止する場合は、後方から進んでくる艇を優先とし、停止艇は進行方向に向かって外側にすみやかに移動すること。
- ⑪ 事故防止を目的とした自転車での伴走は、歩行者を優先とし、安全な走行を心掛けること。
走行中のコース内への指示は禁止とし、指示をする場合は必ず停止すること。

⑫ 漁港出入口近辺を航行する際は、漁船に十分注意するととともに、艇を停止しないこと。

【瀬田川の増水期における留意事項】

- 1 南郷洗堰の放流量が毎秒 300 トンを越えると、瀬田川の流れが速くなり、特に橋脚部は流れが複雑で渦を巻くなど危険なため、練習をする場合は原則として、琵琶湖漕艇場のコース内またはコース近辺の水域で行うこと。やむを得ず、瀬田川で練習をする場合は、石山寺港乗船場から下流には絶対に行かないこと。
- 2 南郷洗堰の放流量が全開（毎秒約 600 トン）または全開に近い時は、瀬田川の流れが最も速く毎秒 1.5m以上となり特に危険なため、瀬田川での練習は自粛すること。
南郷洗堰の放流量が全開の時は、国土交通省琵琶湖河川事務所から放送が入るとともに、唐橋公園、石山港対岸、京滋バイパス陸橋東側の電光掲示板で表示される。また、放流量の変更は逐次琵琶湖漕艇場に連絡が入るため、異常を感じた時は漕艇場に確認すること。
- 3 各団体の責任者は、所属選手の事故防止対策を徹底するとともに、日頃から安全に対する選手自身の自覚を促すよう定期的にミーティングを設けること。

大会運営での留意事項

(ゴミ処理について)

大会開催中に発生したゴミは主催者で持ち帰るか、または、ゴミ処理業者に依頼する等の処置を講じること。

(車両について)

- 1 周辺住民の迷惑にならぬよう、駐車禁止道路での駐車をさせないように注意すること。特に、多くの車両が予想されるときは、路上駐車や営業店での不法駐車が多くなるので、係員の配置をするなど、不法駐車等の防止対策を講じること。
- 2 漕艇場は駐車台数が限られているので、各主催者で必要に応じて駐車場の確保をすること。

(放送について)

大会中の放送使用は運営上の必要最低限に止め、騒音苦情の出ないよう、放送場所の切り替え・音量調整等を実施する。

琵琶湖漕艇場の吹き流し表示について

事故防止対策の一環として、下記のとおり琵琶湖漕艇場の屋上に吹き流しを掲揚するので、練習時には確認し、安全に十分注意すること。

吹き流しの種類は次のとおりとする

黄色 : 南郷洗堰 300 トン以上放流時

赤色 : 南郷洗堰 600 トン以上放流時（全開時）

水色 : 漕艇場コース大会使用時

その他の事項

- 1 漕艇場付近や瀬田川水域における工事着工など練習時の安全確保に必要な事項は、団体代表者宛、E-mail で配信するので、部員、関係者等に周知・徹底すること。さらに、河川工事に伴う監視船が配置されている場合は、その指示に従うこと。
- 2 南郷洗堰の放流量が毎秒 300 トン以上の変更等についても、緊急連絡を E-mail で配信するので、確認し、周知すること。
- 3 各団体受信代表者、またはアドレスが変更になった場合は、速やかに変更内容を連絡すること。
E-mail : boat@bsn.or.jp